

進めよう「住まいの耐震化」

▶問合せ 都市計画グループ ☎079(435)2366 FAX079(435)0592

阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊・家具の転倒などにより多くの尊い命が奪われました。被害を受けた建物のほとんどは、昭和56年以前に建築された木造住宅です。

あなたの住まいの耐震化はお済みですか？いつ、大きな地震が起きても大丈夫のように、耐震改修をして、住宅を補強しておくことが大切です。

播磨町では地震による住宅の倒壊から住民の命を守るため、住宅の耐震化を推進しています。

耐震改修工事などに対して様々な種類の補助金を用意しています。

いずれの補助も年度内（平成31年3月24日まで）に工事が完了することが条件となります。

受け付けは、先着順です。予算がなくなり次第締め切ります。

※工事などの契約後の補助申請はできませんのでご注意ください。

補助メニュー

種類	住宅耐震化補助		住宅建替補助
	住宅耐震改修計画策定費補助	住宅耐震改修工事費補助	建替工事費補助
対象者	・町内に対象となる住宅を所有する人 ・町税を滞納していない人	・町内に対象となる住宅を所有し、所得が1,200万円以下の県民 ・町税を滞納していない人	・町内に対象となる住宅を所有し、所得が1,200万円以下の県民 ・町税を滞納していない人 (所有者またはその2親等以内の親族)
対象住宅	次の条件をすべて満たす住宅 ・昭和56年5月31日以前に着工されたもの ・違反建築物でないもの ・耐震診断の結果、「危険」、「やや危険」と診断されたもの ・兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅または加入する住宅		住宅耐震化補助の条件（戸建住宅に限る）に加えて次の条件を満たすもの ・新たに建築する住宅は申請者の居住に供するもの
対象費用	耐震診断・耐震改修計画策定に要する費用	①地震に対する安全性を確保するための、耐力壁の設置、屋根の軽量化、基礎や床面の補強（附帯工事を含む）に要する費用 ②耐震改修を行う室内装工事に要する費用（家具工事、設備工事を除く）	除却する住宅の除却費及び新たに建築する住宅の建築に要する費用
補助額	戸建住宅 補助率 2/3 限度額 20万円 共同住宅 補助率 2/3 限度額 12万円（1戸あたり）	戸建住宅 定額120万円 (工事費300万円未満の場合は段階的に低減) 共同住宅 補助率 1/2 限度額 40万円（1戸あたり）	100万円（定額）

※共同住宅については、予算の都合上、事前にご相談ください。

住宅相談会

現在お住まいの住宅について、耐震診断、耐震改修など住まいに関する相談に専門家（一級建築士）がお答えする無料住宅相談を開催します。

▶日時 5月19日（土）1日3組まで。予約制
13:00～、14:00～、15:00～（各1時間程度）

▶場所 中央公民館2階 第5研修室

▶締切日 5月9日（水）

▶申込み 都市計画グループへ住所、氏名、電話番号を記入し、FAXまたは電話にて予約申し込みをしてください

▶問合せ 都市計画グループ
☎079(435)2366 FAX079(435)0592

※次回は、6月20日（水）西部コミセンで実施予定。

まずは耐震診断を受けましょう

播磨町では、町内の住宅に対する簡易耐震診断を無料で行うことができます。まずは簡易耐震診断を申し込んでください。（昭和56年5月31日以前に着工された住宅が対象となります。それ以降に増築、改築をした住宅は対象とならない場合があります）

耐震診断結果 簡易耐震診断では、「安全」、「やや危険」、「危険」という3種類の判定が出ます。「やや危険」、「危険」と判定された住宅については、改修工事などを検討してください。

簡易耐震診断の結果

評点0.7未満 危険	評点0.7以上1.0未満 やや危険	評点1.0以上 安全
---------------	----------------------	---------------

補助メニュー

種類	部分型耐震化補助			関連補助
	簡易耐震改修工事費補助	屋根軽量化工事費補助	シェルター型工事費補助	防災ベッド等設置助成
対象者	・町内に対象となる住宅を所有し、所得が1,200万円以下の県民 ・町税を滞納していない人			・町内に対象となる住宅を所有し、所得が1,200万円以下の県民 ・町税を滞納していない人 (居住者に限る)
対象住宅	次の条件をすべて満たす戸建住宅 ・昭和56年5月31日以前に着工されたもの ・違反建築物でないもの ・耐震診断の結果、「危険」と診断されたもの ・兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅または加入する住宅	次の条件をすべて満たす戸建住宅 ・昭和56年5月31日以前に着工されたもの ・違反建築物でないもの ・耐震診断の結果、「やや危険」と診断されたもの ・兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅または加入する住宅	次の条件をすべて満たす戸建住宅 ・昭和56年5月31日以前に着工されたもの ・違反建築物でないもの ・耐震診断の結果、「危険」、「やや危険」と診断されたもの ・兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅または加入する住宅	次の条件をすべて満たす戸建住宅 ・昭和56年5月31日以前に着工されたもの ・違反建築物でないもの ・耐震診断の結果、「危険」、「やや危険」と診断されたもの ・兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅または加入する住宅
対象費用	耐震性能を改善（改修後の耐震診断の結果「やや危険」または「安全」となるもの）するための耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事に要する費用	対象となる住宅の屋根を軽量化（「非常に重い屋根」→「重い屋根」または「軽い屋根」）する工事に要する費用	対象となる住宅へ町が認める耐震シェルターの設置に要する費用	町が認める防災ベッドなどの設置に要する費用
補助額	50万円（定額）	50万円（定額）	50万円（定額）	10万円（定額）

ご注意ください！ 事業者要件

町の補助を受けて住宅の耐震改修工事を行う場合には、「住宅改修業者登録制度」による登録を受け、補助の実績を県ホームページで公表できる事業者との契約が必要です。

▶兵庫県住宅改修業者登録制度とは

一定の要件を満たす住宅改修業者を登録し、事業者に関する情報を住民に公開することにより、安心して住宅改修業者を選択できる環境を整備することを目的として、県条例に基づき創設した制度です。詳しくは、兵庫県住宅政策課のホームページをご参照ください。